

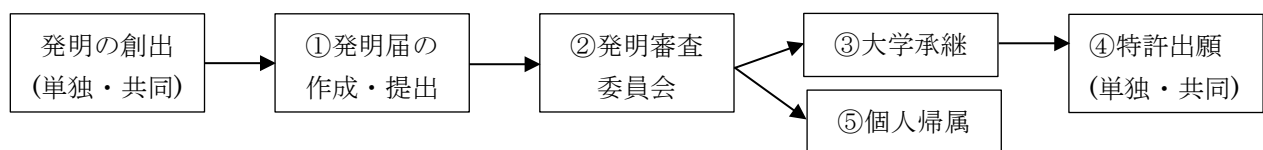
教員各位

発明審査委員会
委員長 尾崎 久記
(公印省略)

発明届の提出について（通知）

研究成果等により発明を創出した時は、速やかに発明届を作成し、所属部局を経由して、研究・産学官連携機構 産学官連携部門（知財担当）へ提出願います。

以下に、発明の創出から特許出願までの流れを示します。



★詳細は、別紙の国内特許出願フロー、外国特許出願フローを参照願います。

① **発明届の作成・提出**：論文や学会等で公表する場合は、公表の3ヶ月前までに提出願います。

(注) 原則、特許出願より前に公開された発明は、新規性を喪失するため特許を受けることができません。例外的に、発明を自ら公開し、その後1年以内に所定の手続きを取って特許出願すれば、自らの公開については新規性が喪失しないものとして取り扱う規定(特許法第30条)もありますが、第三者が同じ発明を先に公開や出願していた場合には対抗できず、また、諸外国では同様の例外規定はないため、自らの公開により新規性が喪失し、外国出願しても特許を受けることはできません。

やむを得ず、特許出願前に発明に関する情報を発表する場合は、非公開(要、秘密保持誓約)とし、新規性を維持することを推奨します。

② **発明審査委員会**：提出された発明届について、発明審査委員会で概要を説明していただきます。それに基づき、発明を大学で承継するか否かを委員会で決定します。

- ・当月末までに提出された発明届は、翌月末に開催される発明審査委員会に諮られます。
- ・審議結果によっては、個人研究費支弁を条件に特許出願を認める場合があります。この場合も、発明は大学で承継します。

③ **大学承継**：大学で承継した発明は、大学で一元管理し、特許出願等の手続きを行います。

④ **特許出願**：大学が発明者と連携して出願・権利化、技術移転に向けた活動を行います。

⑤ **個人帰属**：大学で承継しない発明は、発明者へ帰属し、その利用は発明者の自由となります。

◆**外国特許出願について**

本学から外国特許出願をする場合、国立研究開発法人科学技術振興機構（以下、JST）が実施する支援制度を利用して出願します。そのため、JSTから支援を受けられない発明については、外国出願はできません。更に、平成30年度より企業との共同出願はJSTの支援対象外となったため、原則として本学と企業による共同外国出願はできません。JSTの支援申請は国内特許出願から半年以内にする必要があるため、発明届提出の際に、外国出願希望の有無も判断願います。

◆**『出願要否検討チェックシート』について**

1つの発明を国内特許出願して権利満了まで維持した場合（20年間）、150万円程度の費用がかかります。つきましては、単独出願を希望される場合には、発明届と併せて『出願要否検討チェックシート』を提出いただき、出願の費用対効果を検討します。